

継続

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各都道府県(方面)公安委員会委員長
庁内各局部課長
各附属機関の長殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁乙官発第6号
警察庁乙交発第2号
平成31年3月28日
警察庁次長

交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官その他の交通警察官の服制の改正について(依命通達)

交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官その他の交通警察官の服制については、「交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制」(平成2年警察庁告示第1号。以下「告示」という。)、**「交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制」の制定について**(平成2年7月4日付け警察庁乙官発第14号、乙務発第11号、乙交発第9号。以下「施行通達」という。)等により定められているところであるが、この度、告示の一部が別紙1のとおり改正された。今回の改正は、「警察官の服制に関する規則」(昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)の一部改正に伴い、交通機動隊員等の着用しなければならない被服及び着用期間の規定について所要の改正を行うものである。

また、施行通達中運用上の留意事項の一部を下記のとおり改めるとともに、交通機動隊員等以外の交通警察官の服制に関する基準(施行通達別添3参照)を別紙2のとおり改正することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

命により通達する。

記

施行通達第3、2(1)に規定する場合(白バイ以外の交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官が、高速道路以外の場所において乗車用のヘルメットを着用しないことができるものとされている場合)には、規則に定める制帽(男子警察官にあっては、白色のあごひも及び帽子覆いを付けたものとする。)又は活動帽(白色のあごひもを付けたものとする。)を着用するものとする。

【継続措置状況】

初回発出日：平成6年8月8日
(有効期間：平成31年3月31日)

○ 交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制の一部を改正する告示案新旧対照条文
 ○ 交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制（平成二年警察庁告示第一号）

		改 正 案		現 行	
2 略	夏服	冬服、防寒服、冬ワイシャツ及び冬ネクタイ	十一月一日から翌年四月三十日まで	冬服、防寒服、ワイシャツ及びネクタイ	十一月一日から翌年四月三十日まで
	略	合服、合ワイシャツ及び合ネクタイ	五月一日から六月三十日まで及び十月一日から同月三十一日まで	合服、ワイシャツ、合ワイシャツ及び合ネクタイ	五月一日から六月三十日まで及び十月一日から同月三十一日まで
		<p>第一条（交通機動隊員の被服等） 交通機動隊の警察官その他の交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官（以下「交通機動隊員等」という。）は、次に掲げる被服及び装備品を着用し、及び着装しなければならぬ。</p> <p>一 交通乗車服 二 乗車用ヘルメット 三 自動二輪車である交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官にあつては、マフラー</p> <p>第四条 制服用ワイシャツ又は白色のワイシャツ</p> <p>五 ネクタイ</p> <p>六 乗車靴</p> <p>七 帯革</p> <p>八 階級章</p> <p>2から5 略</p> <p>（着用期間）</p> <p>第二条 交通乗車服、制服用ワイシャツ及びネクタイの着用期間は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。</p>		<p>第一条（交通機動隊員の被服等） 交通機動隊の警察官その他の交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官（以下「交通機動隊員等」という。）は、次に掲げる被服及び装備品を着用し、及び着装しなければならぬ。</p> <p>一 交通乗車服 二 乗車用ヘルメット 三 自動二輪車である交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官にあつては、マフラー</p> <p>四 ワイシャツ又は合ワイシャツ</p> <p>五 ネクタイ又は合ネクタイ</p> <p>六 乗車靴</p> <p>七 帯革</p> <p>八 階級章</p> <p>2から5 略</p> <p>（着用期間）</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる被服の着用期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。</p>	

別紙2

交通機動隊員等以外の交通警察官の服制に関する基準

品 目	色 等	着用及び着装
帽子覆い	白色（夜行性銀白色を含む。以下同じ。）とする。	常時、規則に定める制帽（婦人警察官制帽を除く。）の天井に着装するものとする。
あごひも	白色とする。	常時、規則に定める制帽（婦人警察官制帽を除く。）及び活動帽に着装するものとする。
ヘルメット	1 白色とする。 2 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に定める乗車用ヘルメットの基準に適合するものであることとする。	所轄庁の長が必要と認めるときに着用するものとする。
警笛つりひも	白色とする。	常時、規則に定める制服、活動服又は制服用ワイシャツの右肩章に一方の端を通し、他方の端に警笛を付けるものとする。
交通腕章	緑色地に白色の線を入れる。	勤務の性質により、所属長が必要と認めるときに着装することができるものとする。
手 袋	規則に定めるものとする。	特に勤務に支障のある場合を除き、常時着用するものとする。
帯 革	1 白色とする。ただし、けん銃入れ、けん銃用調整具及び警棒つりには黒色とすることができる。 2 制式は、規則に定める男子警察官帯革と同様とする。	常時、着装するものとする。
夜光チョッキ	1 白色の反射布を前面及び後面に付けるものとする。ただし、自発光機能を備えたものを取り付けるときは、赤色その他の色のものを取り付けることができる。 2 階級章が隠れないものとする。	夜間及び所属長が必要と認めるときに着用するものとする。
ズボンすそ覆い	白色とする。	1 所轄庁の長が必要と認めるときに着装するものとする。 2 ズボンのすそ又は長靴の上に着装するものとする。

雨	衣	白色とするほか、規則に定めるものとする。
---	---	----------------------

備考

帽子覆い、あごひも、警笛つりひも、手袋及び帯革については、積雪時等で白色のものを着用又は着装することが視認性を低下させると認められる場合には、所轄庁の長の定めるところにより、帽子覆いを着装せず、又はあごひも、警笛つりひも、手袋及び帯革について白色以外のものを用いることができる。